

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな -----

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第13条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

既存宮前平地区の環境影響・配慮

申請書のP7に環境配慮の内容等について記述がある。アからカの項目があるが、既存区庁舎、市民館、区役所を移転した場合の宮前平地区に与える環境影響に関しては項目がない。

宮前平地区を中心としたエリアには現施設利用者によるコミュニティが存在しており、また現施設があるためこの地域に引っ越してきた住民も多数存在する。その住民の意見も聞かず一方的に移転を決定するのは環境破壊である。

既存区庁舎、市民館、区役所を移転した場合の宮前平地区に与える環境影響の項目を加えるべきである。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）